財團法人 協調會福岡出張所

の策動に因り爭議發生したるに刺激され、遂に六月二十日夜組合加入坑夫約十名は日石田川地方連絡委員會事務所に集合協議の結果、組合指導の下に爭議を敢行することゝなり翌二十一日川崎村本通に空家一軒借入れ之を爭議團事務所に充當し、同日午後一時坑夫並に組合代表等五名炭坑當局を訪問次の歎願書を提出回答を求めたるに、炭坑側では即答を避け翌二十二日午後回答することゝなつた。

十、歎願書並に要求書提出ー爭議經過

歎願書

1、年功賞與を左の通制定せられたし

イ、三ケ年未滿は一ケ年ニ付十日分

ロ、五ケ年未滿は一ケ年ニ付十五日分

ハ、十ケ年未滿は一ケ年ニ付三十日分

財團法人 協調會福岡出張所

合組合加入坑夫約十名は日石田川地方連絡委員會事務所に集合協議の結果、組合指導の下に爭議を敢行することゝなり翌二十一日川崎村本通に空家一軒借入れ之を爭議團事務所に充當し、同日午後一時坑夫並に組合代表等五名炭坑當局を訪問次の歎願書を提出回答を求めたるに、炭坑側では即答を避け翌二十二日午後回答することゝなつた。

十、歎願書並に要求書提出ー爭議經過

歎願書

1、年功賞與を左の通制定せられたし

イ、三ケ年未滿は一ケ年ニ付十日分

ロ、五ケ年未滿は一ケ年ニ付十五日分

ハ、十ケ年未滿は一ケ年ニ付三十日分